

(様式第2号別紙1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 U I J ターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び大樹町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、大樹町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に大樹町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に大樹町以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
 - (4) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- (起業の場合のみ)
 - (5) 地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額

(様式第2号別紙2)

U I J ターン新規就業支援事業に係る個人情報の取扱い

北海道及び大樹町は、U I J ターン新規就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに北海道及び大樹町が定める個人情報の保護に関する法律施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、北海道及び大樹町は、当該個人情報について、他の府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。